

令和3年度

群馬県職員採用試験（社会人経験者）受験案内

申込期間 令和3年7月5日(月)～8月16日(月)

第1次試験 令和3年9月26日(日)

群馬県人事委員会

○新型コロナウイルス感染症等への対応について

日程・会場の変更やその他注意事項について、県職員採用情報ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>) でお知らせすることがありますので、事前に確認の上、受験してください。

《群馬県では、次のような人材を求めています》

これまで社会人として培った知識・経験を県行政にいかしたいという強い意欲を持ち、採用後直ちに県行政の第一線での活躍が期待できる人

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	10名程度	知事部局、企業局、病院局、教育委員会事務局等に勤務し、各種施策の企画立案、予算・経理・庶務、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
森 林	2名程度	知事部局、企業局等に勤務し、専門的知識を活かした企画、調査、指導、監督、設計、研究等の業務に従事します。
農 業	3名程度	
総合土木	5名程度	

(注) 1 採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。試験の結果、合格者がいない場合もあります

2 同一日に実施する試験・選考考査の重複申込みはできません。

2 受験資格

年齢	昭和51年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
資格等	令和3年7月31日時点において、民間企業等における職務経験を通算5年以上有する人 ※ 職務経験に関する注意事項 ① 上記期間において複数の職務経験がある場合には、通算することができます。ただし、通算できる職務経験は、会社員、団体職員、自営業者等として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した経験のみです。 ② 群馬県の職員であった期間は通算することができません。群馬県の職員には、警察官や教員等が含まれます。また、会計年度任用職員や任期付職員、臨時的任用職員も含まれます。 ③ 雇用期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用契約が更新され、同一の勤務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。 ④ 独立行政法人国際協力機構法に基づく国際貢献(青年海外協力隊又は日系社会青年海外協力隊として1年以上継続して活動した期間に限る。)は、職務経験に通算することができます。 ⑤ 同一の期間に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみを通算することができます。 ⑥ 休暇・休業・休職等のため、1か月以上継続して職務に従事していない期間(産前産後休暇を除く。)は、職務経験に通算することができません。 ⑦ 職務経験は、月単位で算定することとします。1月未満の期間が生じた場合、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。 ⑧ 最終合格決定後、任命権者において、職歴証明書の提出を求めます。証明書により職務経験を確認できない場合は、採用される資格を失います。

その他	次のいずれかに該当する人は受験できません。 ○日本国籍を有しない人 ○地方公務員法第16条に該当する人 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外。) ○現在、群馬県の職員である人(会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員を除く。)
-----	--

※受験資格について不明な点がある場合は、群馬県人事委員会事務局(☎(027)226-2744(ダイヤルイン))に問い合わせてください。

※受験資格を確認するため、**第1次試験合格者には職務履歴書及び住民票を提出していただきます。その結果、受験資格がないと判断された場合は、第2次試験を受験されても合格できませんので、ご注意ください。**なお、職務履歴書及び住民票の提出方法については、第1次試験合格通知でお知らせします。

※職務経験が5年未満で昭和45年4月2日～昭和61年4月1日までに生まれた人については、別途実施する職員採用試験(就職氷河期世代)を受験できる場合があります。詳しくは当該受験案内をご覧ください。

3 試験日程、会場及び合格発表日

区分	試験日	試験会場	合格発表日
第1次試験	9月26日(日)	群馬県立前橋高等学校(前橋市下沖町321-1) 群馬県立前橋女子高等学校(前橋市紅雲町二丁目19-1) 群馬県総合交通センター(前橋市元総社町80-4) 群馬県庁(前橋市大手町一丁目1-1) (このほかの会場が指定されることもあります。会場は受験票で指定します。)	10月8日(金)
第2次試験	10月23日(土)～ 10月24日(日)の 2日間	群馬県庁	11月5日(金)
第3次試験	11月20日(土)～ 11月21日(日)の いずれか1日	群馬県庁	12月3日(金)

※第1次試験日は、午前9時30分までに着席し、受験上の注意を受けてください。

※試験会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。

※第1次試験の終了予定時刻は、行政事務は正午頃、森林・農業・総合土木は午後3時頃です。

※第1次試験合格発表は、県庁内掲示板に掲示するほか、合格者に文書で通知します。

このほか県職員採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)にも掲載します。

※第2次試験の詳細は第1次試験合格通知で、第3次試験の詳細は第2次試験合格通知でお知らせします。

※上記については予定であり、変更する場合があります。

4 試験の方法

区分	試験の種目		試験の内容
第1次試験	教養試験	択一式 (120分)	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の試験を行います。 50問出題、 全問必須解答 知識分野 25問(社会科学、人文科学、自然科学) 知能分野 25問(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)
	専門試験 (森林・ 農業・ 総合土木 のみ)	択一式 (120分)	森林・農業・総合土木の受験者に対し、必要な専門的知識及び能力について、高等学校卒業程度の試験を行います。 森林・農業 40問出題、 全問必須解答 総合土木 50問のうち 40問を選択解答 行政事務の受験者には専門試験を実施しません。
第2次試験	人物試験		個別面接及び適性検査を行い、人物について総合的に試験を行います。
	論文試験(90分)		識見、思考力、表現力等について試験を行います。(1,200字) なお、論文試験の採点は、第3次試験で行います。
第3次試験	人物試験		個別面接(2回目)を行い、人物について試験を行います。 個別面接では、自己PRタイム(約1分間)を設けます。

※いずれかの試験種目において一定の基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格となります。

※教養試験(択一式)、専門試験(択一式)及び論文試験の例題を公表しています。県職員採用情報ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>)、県民センター(県庁2階)で閲覧することができます。

5 専門試験出題分野

試験区分	出題分野(カッコ内は出題予定数)
行政事務	専門試験を実施しません。
森林	森林経営(12)、森林科学(20)、測量(2)、林産物利用(6)
農業	農業と環境(10)、作物(6)、野菜(7)、果樹(4)、草花(4)、畜産(5)、農業経営(4)
総合土木	数学・物理・情報技術基礎(10)、土木基礎力学(14)(構造力学(5)、水理学(5)、土質力学(4))、測量(6)、社会基盤工学(5)、土木施工(5)、農業土木設計(2)、水循環(5)、農業土木施工(3)

6 試験の配点

試験区分	第1次試験		第2次試験	第3次試験	
	教養試験	専門試験	人物試験	人物試験	論文試験
行政事務	300		200	400	100
森林・農業・総合土木	150	150			

※第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計点による成績に基づいて決定します。

※最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計点による成績に基づいて決定します。

7 申込手続

原則、インターネットにより申込みを行ってください。

※インターネットによる申込みが困難な場合には、8月6日(金)までに群馬県人事委員会事務局任用係(☎027)226-2744(ダイヤルイン)までお問い合わせください。

受付期間	7月5日(月)～8月16日(月)23時59分受信有効
申込方法	○県職員採用情報ホームページ(http://www.pref.gunma.jp/saiyou/)にアクセスして、「インターネット申込み(電子申請)」をクリックし、内容をよく読んでから申し込んでください。 ○申込みが完了した場合、「到達通知メール」が届きます。メールが届かない場合は、申込みは完了していませんので、必ず「到達通知メール」を確認してください。 ○利用者ID・パスワード及び、申込完了時に表示される整理番号・パスワードは必ず控えを取り、なくさないように保管してください。 ※パソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、ご了承ください。
申込後の注意事項	○9月10日(金)頃、ぐんま電子申請受付システム上で「受験票」が交付されます。「受験票」を各自でダウンロード・印刷し、写真貼付の上、受験票全体を厚紙(官製ハガキ程度の厚さ)に貼って第1次試験当日に持参してください。 ○受験票がぐんま電子申請受付システムにより9月17日(金)までにダウンロードできない場合は、速やかに群馬県人事委員会事務局任用係(☎027-226-2744(ダイヤルイン))にお問い合わせください。 ○受験票に写真が貼られていない場合は、受験できないことがありますので、注意してください。 ○9月10日(金)頃、受験に関する留意事項及び健康状態申告書を県職員採用情報ホームページ(http://www.pref.gunma.jp/saiyou/)に掲載します。必ず事前に確認し、健康状態申告書を各自で印刷・記入の上、第1次試験当日に持参してください。

※申込期間終了後は理由のいかんにかかわらず、一切受付しません。

※申込後の試験区分の変更はできず、また、同一日に実施する他の試験・選考考査との重複申込みもできません。なお、同一人から複数
の申込みがあった場合は、人事委員会事務局で最初に受付したものを有効とします。

※入力内容に不正があると採用される資格を失うことがあります。

8 受験の際の注意事項

- ・第1次試験では、受験票に記載の持参するものをよく確認し、気温や室温の変化に対応できるような服装で受験してください。
- ・試験会場が高等学校の方は必ず上履き及び下履きを入れる袋を持参してください。
- ・携帯電話やスマートフォン、腕時計型ウェアラブルコンピュータを時計代わりに使用することはできません。
- ・第1次試験では、自動車・バイクでの来場を固く禁じます。商業施設を含む私有地や路上等への不当な駐車を確認した場合には、試験実施中であっても車両の移動を指示することがあります。その場合、試験の継続ができなくなりますので、ご注意ください。総合交通センターの駐車場は免許更新手続きを行う来所者用です。また、自動車による送迎について、会場付近での乗降及び駐停車は、道路渋滞につながり近隣への迷惑となるため絶対に行わないでください。
- ・毎年、試験会場を間違える受験者が見られます。必ず、事前に指定された試験会場と移動経路、当日の公共交通機関の運行状況等を確認しておいてください。
- ・群馬県人事委員会事務局では、有料で試験の可否の連絡を請け負うことは一切行っていません。

9 勤務条件等

(1) 初任給等

新規採用後の初任給の給料月額は、民間企業等における職務経験年数及びその職務内容に応じ、一定の基準に基づいて個別に決定されます。

例えば、令和4年4月1日現在で年齢が38歳、大学卒業後民間企業等における職務経験(注)年数が16年の場合、305,500円程度(令和3年4月1日現在)です。

このほか、地域手当・扶養手当・通勤手当・特殊勤務手当などがその人の条件に応じて支給され、さらに期末手当・勤勉手当が支給されます。

(注)職務経験年数の全期間が「採用後の職務に直接役立つと認められる職務に従事した期間」である場合のものです。

(2) 勤務場所等

採用時は、一般職員として任用され、知事部局や企業局、病院局、教育委員会事務局等に配属されます。

これまでに培ってきた知識・経験等を活かした職務をはじめ、能力・適性に応じて幅広い職務に従事していただく予定です。

(3) 勤務時間等

1日の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までで、1週間平均の勤務時間は38時間45分です。また、土・日曜日、祝日、年末年始は原則として休みです。ただし、交替制勤務が必要とされる職場については、週休日に相当する日が別に定められます。

休暇は、20日の年次有給休暇が付与され、時間単位での取得も可能です。また、夏季休暇、結婚休暇などの特別休暇、傷病による病気休暇、介護休暇、育児休業制度などがあります。

10 試験結果の開示

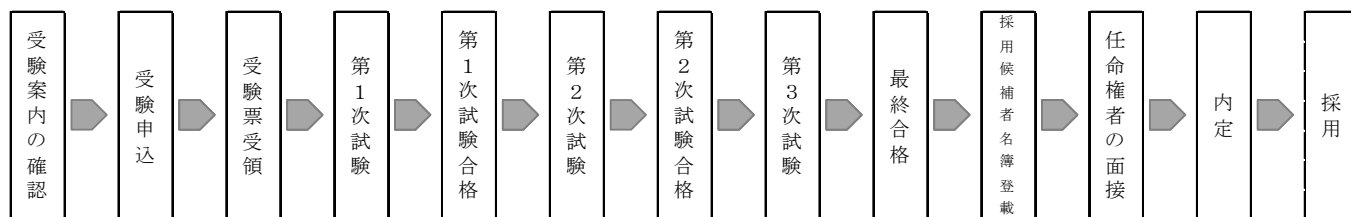
採用試験の結果については、群馬県個人情報保護条例第20条の規定により、口頭で開示を請求することができます。請求できるのは、原則として最終合格発表日から1月間となります。ただし、最終合格発表に至る前に試験結果が確定した場合には、請求できる期間が異なりますのでご注意ください(下表参照)。

	請求できる期間	開示請求対象及び内容	開示する場所
原則	第3次試験合格発表日から1月間	第3次試験までの総合得点及び順位	人事委員会事務局 (県庁26階)
第1次試験で不合格	第1次試験合格発表日から1月間	第1次試験の総合得点及び順位	
第1次試験で合格後、 第2次試験で不合格	第2次試験合格発表日から1月間	第2次試験までの総合得点及び順位	

開示を希望する場合には、受験者本人が受験票(又は自動車運転免許証等本人を証明できる書類)を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、人事委員会事務局に直接お越しくください。

ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受け付けません。また、電話、メール、ファクシミリ、はがき等による開示の請求はできません。

11 受験申込から採用まで



- ◎最終合格者は採用候補者名簿に登載された後、任命権者(知事)からの請求に応じて提示され、その中から採用者が決定されます。
- ◎採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。
- ◎採用は、令和4年4月1日の予定です。
- ◎受験資格に関する内容に虚偽の申告がある場合は受験及び採用が無効になることがあります。

12 実施状況

試験区分	令和2年度					2019(令和元)年度				
	受験者数	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	倍率	受験者	1次 合格者数	2次 合格者数	最終 合格者数	倍率
行政事務	310	59	28	22	14.1	222	42	21	16	13.9
森 林	5	5	4	3	1.7	6	6	4	2	3.0
農 業	22	16	8	2	11.0	18	16	8	5	3.6
総合土木	8	7	6	4	2.0	10	9	6	4	2.5
合 計	345	87	46	31	11.1	256	73	39	27	9.5

試験についてのお問い合わせは

群馬県人事委員会事務局

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1

電話(027)226-2744(ダイヤルイン)